# 省　令

## ○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項を次のように改める。

4　国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

| 船舶の区分 | 装置 |
|---|---|
| 総トン数一五〇トン以上の旅客船 | 航海情報記録装置 |
| 総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶（専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。） | 航海情報記録装置 |
| 総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶（専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。） | 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの | 航海情報記録装置 |
| | 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置（電波を使用しないものに限る。）を備えていないもの | 簡易型航海情報記録装置 |

（無線設備規則の一部改正）

**第二条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の五の見出し中「簡易型航海情報記録装置」を「航海情報記録装置等」に改め、同条中「を使用する」の下に「衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は」を加え、「衛星位置指示無線標識は」を「ものは」に改める。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

**第三条**　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表中

| 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |

を

| 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | | | | | ○ | |

に改める。

別表第八号の表5の項中

| 捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置の機器 | 海面において使用するもの | 1 |
|---|---|---|
| | その他のもの | 2 |

を

| 捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置の機器 | 海面において使用するもの | 1 |
|---|---|---|
| | その他のもの | 2 |
| 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器 | 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第146条の30に規定する航海情報記録装置を備えるもの | 1 |
| | 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第75号）附則第2条第9項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるもの | 2 |

に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であって、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## ○厚生労働省令第七十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十条」に改める。

第三条第一項中「二十一人」を「二十人」に改める。

第四条の見出し中「並びに」の下に「会計企画官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「会計企画官及び」を、「首席営繕専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　会計企画官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第十条及び第十一条を削る。

第二款中第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十三条の二第一項中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）

**第十三条**　医療経営支援課に、国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2　国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3　国立病院機構管理室に、室長を置く。